

別紙2

施設責任分担表

種 類	内 容	指定管 理者	市
周辺地域・住民 及び施設利用者 への対応	地域との協調	○	
	施設管理、運営業務内容に対する市民及び施設利用者からの要望、苦情等への対応	○	
	上記以外		○
事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		○
	上記以外	○	
施設等維持管理	施設、設備、備品等の維持管理	○	
	1件20万円未満の施設等修繕及び指定管理者の責めに帰すべき事由による1件20万円以上の施設等修繕	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によらない1件20万円以上の施設等修繕		○
	施設、設備、備品に対する損害保険		○
	不適切な施設管理による指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者に損害を与えた場合の補償	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生	○	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中で業務を廃止した場合における事業者の撤収費用	○	